お借入れ利率について

＜ 変動金利型 ＞

(1)　借入利率は銀行の短期プライムレートを基準として、基準金利の変動に応じ引上げ引下げられます。

(2)　(1) により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートが金融情勢の変化、その他相当の事由により廃止された場合には、短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とします。

(3)　(1) に定める借入利率の変動幅は、基準金利の変動幅と同一とします。

(4)　借入利率の変動による新借入利率の適用開始日は、

① 半年ごとの増額返済を併用しない場合

基準金利変更後に到来する約定返済日の翌日とします。

② 半年ごとの増額返済を併用する場合

基準金利変更後に到来する増額返済分の約定返済日の翌日とします。

(5)　上記に定めなき事項については、北都銀行個人ローン金銭消費貸借契約の定めによるものとします。

以上